

令和7年度

八千代市青少年センター 関係資料

八千代市教育委員会

目 次

1	八千代市青少年センターの概要	1
2	令和6年度八千代市青少年センター活動報告	4
3	令和6年度八千代市青少年センター状況報告	5
	(1) 街頭補導	
	(2) 青少年相談	
	(3) 通報運動	
4	令和7年度八千代市青少年センター運営方針	7
5	令和7年度八千代市青少年センター年間計画	8
	《 資 料 》	
	資料1 八千代市青少年センター設置条例	9
	資料2 八千代市青少年センター設置条例施行規則	11
	資料3 八千代市学校警察連絡委員会会則	14
	資料4 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会則	16
	資料5 少年非行関連用語の説明	18
	資料6 八千代市青少年センターのあゆみ	20
	資料7 八千代市青少年センター活動状況統計	22

1 八千代市青少年センターの概要

概要

- (1) 設置目的 青少年の非行防止とその健全育成を図ることを目的とする
- (2) 設置主体 八千代市
- (3) 主管部課 八千代市教育委員会指導課
- (4) 設置根拠 八千代市青少年センター設置条例
- (5) 設置年月日 昭和53年4月1日
- (6) 所在地 八千代市大和田138-2
TEL 047-483-2842, 7300
FAX 047-486-3199
- (7) 職員構成 所長 1名
職員 2名 計 3名
- (8) 業務内容

① 補導活動

駅・大型店舗・公園・ゲームセンター等を中心に定期的に巡回しながら、不良行為の少年を早期に発見し、現地で必要な注意・助言をすることにより、青少年の事故や非行を未然に防ぐために活動している。

補導には、次のようなものがある。

- ア 中央補導…補導委員・青少年センター職員合同の補導
- イ センター補導…青少年センター職員のための補導
- ウ 地区補導…市内9地区に分かれた補導委員による補導
- エ 県下一斉広域列車パトロール…京成線、東葉高速線を中心として近隣地域をセンター職員と補導委員が合同で行う補導
- オ 県下一斉合同パトロール…県下19市の青少年センターと補導委員が同一日に、補導委員の活動をアピールするために行う補導
- カ 京葉地区少年センター合同パトロール…京葉地区少年センター職員、八千代警察署員、青少年センター職員と合同で行う補導

② 青少年相談

青少年の怠学・喫煙・飲酒・家出・家庭内暴力・薬物乱用・生活の乱れ等、青少年の非行防止に関する相談活動をしている。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。相談の方法は、電話や来所による相談を受けている。

③ 関係諸機関との連絡活動

千葉県八千代警察署・千葉県中央児童相談所・千葉県警察京葉地区少年センター・補導委員・各学校等との情報交換を密にし、事故や非行を未然に防ぐために連絡を取り合う。

④ 情報の収集

関係諸機関との連携を密にし、青少年の事故や非行を未然に防ぐためにお互いに必要な情報の収集を的確に行い、情報の有効活用を図る。

⑤ 広報活動

青少年、特に子どもの不良行為に対して声をかけ、事故や非行を未然に防ぎ、正しく導くために、市の広報・リーフレット等を活用する一方、広報誌を発行するとともに、関係機関等への呼びかけをする。また、インターネットに起因するトラブルから児童生徒を守り、SNS等を適切且つ肯定的に活用できるように指導することを目的とし、市内の小中学生を対象にネット安全教室を開催する。

青少年センター運営協議会

青少年センター運営協議会は、青少年センターの活動を円滑、適切に推進するため、以下の関係者が集まり、青少年センターにおいて行う活動の実施に必要な協議にあたる。年間2回の会議を行う。（7月・2月）

○教育関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2名

○児童福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4名

○警察関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1名

○学識経験者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1名

○民間有識者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2名

計

10名

関係諸団体・委員会等

① 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会

教育委員会から委嘱を受け、青少年センターの実施計画に基づき、青少年の不良行為の早期発見及び非行防止のための街頭補導活動をしている青少年補導委員は、地域における非行状況の情報交換を行い、相互の連絡と親睦を図るため「連絡協議会」を組織し、市内9地区ごとに班編成を行い、活動している。

《主な活動》

- ・補導計画、補導報告
- ・総会(5月)
- ・代議員会
- ・地域懇談会
- ・県下一斉広域列車パトロール
- ・県下一斉合同パトロール
- ・夏祭りパトロール
- ・県補連総会、県補導(委)員大会
- ・船橋ブロック会議、隣接地域補導関係者連絡会
- ・全体研修会

② 学校警察連絡委員会

児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、その他の関係機関が連携協議し、その健全育成を期することを目的とする。委員は、警察関係者及び管内小学校長・中学校長・義務教育学校長・高等学校長・特別支援学校長と各校の生徒指導主任(主事)で組織されている。

《主な活動》

- ・委員会(年1回)、幹事会(年2回)
 - ・地区学校警察連絡委員会(前期・後期年2回)
 - ・中学校・義務教育学校(後期課程)・高等学校・特別支援学校合同パトロール(年3回)
 - ・小学校・義務教育学校(前期課程)地区別パトロール(8地区 年3回)
- ※ふるさと親子祭りパトロールは令和7年度以降実施しない

③ その他

- ・近隣市協議会(千葉市、習志野市、八千代市)
- ・葛南地域生徒指導行政担当者協議会

2 令和6年度八千代市青少年センター活動報告

《常時活動》	街頭補導活動（中央・地区・センター） 青少年相談，登下校指導，環境浄化活動
--------	--

- 4 月 ・登校パトロール，入学式パトロール
・第1回千葉県青少年補導センター連絡協議会
・八千代市学校警察連絡委員会
- 5 月 ・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会
・第2回千葉県青少年補導センター連絡協議会「総会」
・市町村青少年行政主管課長会議
- 6 月 ・千葉県青少年補導員代議員総会
・地区学校警察連絡委員会（前期6地区各1回 6月）
- 7 月 ・中義高特合同パトロール①
・第1回八千代市青少年センター運営協議会
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会
・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・小学校地区別パトロール①
- 8 月 ・八千代ふるさと親子祭りパトロール
・京葉地区少年センター合同パトロール①
- 9 月 ・登校パトロール
・県下一斉合同パトロール
・船橋地区ブロック会議
- 10 月 ・県下一斉広域列車パトロール（京成線・東葉高速線）
・地区学校警察連絡委員会（後期6地区各1回 10月）及び地域懇談会
- 11 月 ・千葉県青少年補導(委)員大会
- 12 月 ・中義高特合同パトロール②
・小学校地区別パトロール② ・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・京葉地区少年センター合同パトロール②
- 1 月 ・登校パトロール
・千葉県青少年補導センター職員合同研修会
・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会
- 2 月 ・第2回八千代市青少年センター運営協議会
・第3回千葉県青少年補導センター連絡協議会
- 3 月 ・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・中義高特合同パトロール③
・小学校地区別パトロール③
・京葉地区少年センター合同パトロール③
・卒業式パトロール
- その他 ＊葛南地域生徒指導行政担当者協議会
＊3市合同情報交換会（事務局：千葉市）※9月，1月
＊要保護児童対策地域協議会
＊八千代市青少年センター補導委員連絡協議会代議員会 広報部会
＊八千代市青少年センター補導委員連絡協議会広報紙「八補連だより」発行（10月発行）
＊八千代市青少年センター補導委員連絡協議会広報紙「かけはし」発行（3月発行）

令和6年度八千代市青少年センター状況報告

(令和6年4月1日～令和7年3月末日)

1 街頭補導

(1) 街頭補導の実施状況

項目 時間帯	実施回数	従事者数	補導少年数
午前	152	403	20
午後	139	488	24
薄暮	15	41	6
夜間	4	13	0
計	310	945	50

※市立義務教育学校の件数は
前期課程を「小学校」、後期
課程を「中学校」に加える。

(2) 補導少年の行為・場所別状況

場所 行為	店舗	駅前・駅構内	ゲームセンター	路上	公園	公共施設	その他	計
怠学	13	0	5	0	0	0	0	18
喫煙	0	0	0	0	1	0	0	1
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	0	5	6	13	0	2	31
計	18	0	10	6	14	0	2	50

(3) 補導少年の行為・学職別状況

学職別 行為	学 生								有 職 年		無 職 年		計		
	小学生		中学生		高校生		その他								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
怠 学	0	0	1	0	9	8	0	0	0	0	0	0	10	8	18
喫 煙	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
飲 酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車の二人乗り	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
二人乗り以外の 自転車等危険行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
迷惑行為	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
帰宅指導	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	6
その他	2	4	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	13	4	17
計	8	7	1	0	23	11	0	0	0	0	0	0	32	18	50

(4) 補導少年の居住地・学職・男女別状況

学職別 行為	学 生								有 職 年 少 年		無 職 年 少 年		計		
	小学生		中学生		高校生		その他								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
市 内	8	7	1	0	23	11	0	0	0	0	0	0	32	18	50
市 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	7	1	0	23	11	0	0	0	0	0	0	32	18	50

2 青少年相談

(1) 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規受付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
継続件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 学職別相談内容

学職別 行為	学 生								有 職 年		無 職 年		計		
	小学生		中学生		高校生		その他								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
生活の乱れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
家出・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

3 通報運動

(1) 通報件数

通 報 経 路	青少年センターへの通報				直接警察 への通報 (110番含)	消防署へ の通報	計
	小学校	中学校	高 校	その他			
	52	35	1	26			
件 数	114				521	0	635

(2) 月別通報件数

通報先	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
青少年センターへ		8	10	11	7	3	16	10	5	12	8	12	12	114
警察	生活安全課へ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	110番通報	15	54	59	94	66	28	36	29	18	27	47	48	521
消 防 署 へ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		23	64	70	101	69	44	46	34	30	35	59	60	635

(3) 通報の主な内容

通報先	内容	不痴漢・ 性交遊	飲 酒	喫 煙	窃 盗 行 為	た む ろ	つ け 火 ・ 火 遊 び	暴 行 ・ 傷 害	暴 走 行 為	怠 学 ・ 怠 業	空 家 等 へ の 無 断 侵 入	そ の 他	計
センター		2	0	0	0	0	2	2	0	0	1	107	114
その他		0	2	64	0	0	0	0	0	0	0	455	521
計		2	2	64	0	0	2	2	0	0	1	562	635

※「その他」の主な行為としては、
不痴漢・不審電話や喫煙等の迷惑
行為などがあります。

4 令和7年度八千代市青少年センター運営方針

1 基本方針

青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関等と連携し、補導活動、相談業務、資料の収集、整備、広報活動を推進する。

2 重点目標

- (1) 関係学校、警察、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会（八補連）、地域住民からの通報等を把握し、状況に応じた補導活動を実施する。
- (2) 八千代市学校警察連絡委員会（学警連）及び八補連の活動を通じて、青少年の非行防止及び健全育成に努める。
- (3) 関係学校、警察、関係機関等と情報を共有し、青少年の SNS トラブル未然防止の広報活動を行う。

3 具体的方策

- (1) 関係学校、警察、補導委員からの情報、地域住民の通報等を受けて、登下校時の現場周辺の見守りや警察にパトロールを依頼する等、子どもの安全・安心を第一に考えた具体的な補導活動計画に反映する。
- (2) 関係学校の教員や警察官との合同パトロールや補導委員との合同パトロールを計画的に実施する。
- (3) 青少年センター運営協議会、学校警察連絡委員会を柱として、学校、警察、県市の関係機関、関係団体等と定期的に情報交換の場を設け、地域の青少年問題を把握する。
- (4) 事案発生時には、関係機関の協力や指導助言を得て、速やかな解決に向けた連絡調整を行う。なお、ネットトラブルについては、千葉県生活環境部県民生活課や警察との連携を密にし、事案の解決に向けて当該校への適切な助言ができるよう努める。
- (5) 警察、市内の高等学校、教育センター、青少年センターが連携し、タブレットを用いた参加型の「ネット安全教室」を開催し、ネットトラブルの未然防止を啓発する。

5 令和7年度八千代市青少年センター年間計画

月	センター活動（組・相談）	学校警察連絡委員会	青少年センター補導委員連絡協議会	会議・研修など	広報活動・その他
4	【常時活動】 ①街頭補導 ・中央補導 ・地区補導 ・センター補導 ②青少年相談 ③登下校指導 ④環境浄化活動	・学警連委員会		・生徒指導行政担当者協議会＜船橋市＞ ・千葉県青少年補導センター連絡協議会	
5		・地区学警連 (前期：6月)	・千葉県青少年補導委員連絡協議会 ・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会	・生徒指導行政担当者協議会＜船橋市＞	
6			・千葉県青少年補導委員連絡協議会代議員総会 ・青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会	・千葉県青少年補導センター連絡協議会総会 ・市町村青少年行政主管課長会議	※広報紙フロンティアを発行 ・青少年センター関係資料発行
7		・中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・夏休みのしおり作成、配付	・夏祭りパトロール ・千葉県青少年補導委員連絡協議会理事会	・生徒指導行政担当者協議会 ＜船橋市＞ ・青少年センター運営協議会	・「広報やちよ」に非行防止の記事掲載
8			・夏祭りパトロール ・ふるさと親子祭り自主補導		
9		・地区学警連 (後期：10月)	・県下一斉合同パトロール（予定） ・広報誌「八補連だより」3号発行 ・千葉県青少年補導(委)員大会	・生徒指導行政担当者協議会 ＜船橋市＞	
10			・県下一斉広域列車パトロール（10～11月） ・地域懇談会（地区学警連と合同で実施） ・千葉県青少年補導委員連絡協議会理事会		
11					
12		・中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・冬休みのしおり作成、配付		・生徒指導行政担当者協議会 ＜船橋市＞	・「広報やちよ」に非行防止の記事掲載
1			・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会	・生徒指導行政担当者協議会＜千葉市＞ ・センター職員合同研修会	
2			・船橋地区ブロック補導(委)員研修会 ・千葉県青少年補導委員連絡協議会理事会 ・青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会 ・広報紙「かけはし」91号発行	・青少年センター運営協議会 ・千葉県青少年補導センター連絡協議会	
3		・中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・春休みのしおり作成、配付			・「広報やちよ」に非行防止の記事掲載

八千代市青少年センター設置条例

昭和 53 年 3 月 31 日

(条 例 第 2 号)

改正 平成5年3月16日教委規則第14号 平成7年9月26日教委規則第11号
平成18年3月28日教委規則第11号

(設置)

第1条 本市は、青少年の非行防止とその健全育成を図るため、八千代市青少年センター（以下「青少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市青少年センター	八千代市大和田 1 3 8 番地 2

(平5条例14・平7条例11・平18条例18・一部改正)

(業務)

第3条 青少年センターは、次の業務を行う。

- (1) 青少年の補導に関すること。
- (2) 青少年の相談に関すること。
- (3) 家庭、学校、職場、警察その他関係機関への連絡に関すること。
- (4) 青少年問題に関する資料の収集及び整備に関すること。
- (5) 非行防止の広報に関すること。

(職員)

第4条 青少年センターに所長その他必要な職員を置く。

(協議会の設置)

第5条 青少年センターに八千代市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の委員の定数及び任期)

第6条 協議会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから八千代市教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、八千代市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第14号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第11号)

この条例は、平成7年10月16日から施行する。

附 則 (平成18年条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

八千代市青少年センター設置条例施行規則

昭和 5 3 年 3 月 3 1 日

(教 委 規 則 第 3 号)

改正 昭和56年3月30日教委規則第3号 昭和60年3月28日教委規則第5号
昭和63年3月30日教委規則第8号 平成10年3月26日教委規則第7号
平成11年3月30日教委規則第8号 平成11年9月28日教委規則第20号
平成13年3月30日教委規則第7号 平成18年3月30日教委規則第3号
平成20年3月31日教委規則第7号 平成30年3月28日教委規則第1号
令和7年3月25日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市青少年センター設置条例（昭和 5 3 年八千代市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 八千代市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年センターの運営方針の樹立に関すること。
- (2) 条例第 3 条に掲げる業務に関すること。
- (3) 青少年センターの管理に関すること。
- (4) 八千代市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (5) 青少年センターの庶務に関すること。

(職制)

第3条 青少年センターに所長を置き、必要があるときは、補佐を置くことができる。

2 所長は、青少年センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
(昭 6 0 教委規則 5 ・ 追加, 平 1 1 教委規則 2 0 ・ 一部改正)

(職員の職及び職務)

第4条 条例第 4 条の規定により青少年センターに置かれる職員の職及び職務は、次表に掲げるとおりとする。

職 員	職	職 務
指導主事	主任指導主事	上司の命を受け、青少年の指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
	指導主事	上司の命を受け、青少年の指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
事務職員	主 査	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主任指導員	上司の命を受け、青少年の指導に従事する。 ※削除
	主査補	上司の命を受け、事務に従事する。
	指導員	上司の命を受け、青少年の指導に従事する。 ※削除
	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	主 事	上司の命を受け、事務に従事する。

(昭60教委規則5・旧第3条繰下、昭63教委規則8・平10教委規則7・平11教委規則8・平13教委規則7・平18教委規則3・平20教委規則7・平30教委規則1・令7教委規則1・一部改正)

(委員長)

第5条 協議会にその委員の互選による委員長1人を置く。

2 委員長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合又は欠けた場合は、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

(昭60教委規則5・旧第4条繰下)

(定足数及び議決)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

ただし、同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(昭60教委規則5・旧第5条繰下)

(補導委員)

第7条 条例第3条第1号及び第3号の業務を行うため、八千代市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、次の各号に掲げる者のうちから八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 八千代市青少年補導員

(2) 民間有識者

3 補導委員の定数は、180人以内とする。

4 補導委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(昭60教委規則5・旧第6条繰下)

(補導相談員)

第8条 条例第3条第1号及び第2号の業務を行うため、必要があるときは、八千代市補導相談員（以下「補導相談員」という。）を置くことができる。

2 補導相談員は、青少年に関する識見を有し、かつ、補導及び相談の技術を修得している者のうちから教育委員会が委嘱する。

(昭56教委規則3・追加、昭60教委規則5・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(昭56教委規則3・旧第7条繰下、昭60教委規則5・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年教委規則第5号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年教委規則第8号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第20号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年教委規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

－資料 3－

八千代市学校警察連絡委員会会則

(名称)

第1条 本会は、八千代市学校警察連絡委員会と称する。

(事務局の所在)

第2条 本会の事務局を、八千代市青少年センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、その他の関係機関が連絡協議し、その健全育成を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため下記の事業を行う。

- (1)学校と警察等、関係機関との連携に関する事業
- (2)児童生徒の非行防止の啓発に関する事業
- (3)児童生徒の交通事故防止の啓発に関する事業
- (4)その他、本会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)八千代警察署員
- (2)管内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び生徒指導主任
- (3)関係機関職員

2 地区に地区学校警察連絡委員会（以下「地区学警連」という。）を置く。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 2名
- (3)幹事 若干名
- (4)相談役 若干名

(役員の選任)

第7条 役員は、会議において選任する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 幹事は委員長が指名し、会議の承認を得て選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務の内容)

第9条 役員の職務は、委員長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、委員長の命を受け、会議の運営を行う。

4 相談役は、会の運営及び事業等に関し、委員長の求めにより、助言を行う。

(会議)

第 10 条 会議は委員長が招集する。

2 議長は、委員の中から選出し、会議を進行する。

3 会議及び地区学警連は年間計画に基づいて開催する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

(会議の役割)

第 11 条 委員の議決事項は下記のとおりとする。

(1)事業計画の承認

(2)会則の改廃に関する事項

(3)その他、委員長が必要と認めた事項

(補導員証)

第 12 条 委員には、補導員証を貸与する。

2 委員が、補導の任にあたるときは補導員証を携行し、必要に応じて本証明書を提示しなければならない。

3 委員の任を離れたときは、補導員証を返還しなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 委員がその職務で知り得た情報は、外部に漏らしてはならない。委員の任を離れたあとも同様とする。

(委任)

第 14 条 この会則に定めるものの他、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、昭和 59 年 5 月 22 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 23 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 21 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 28 日より施行する。

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会と称し、事務局を八千代市青少年センター内におく。

第2章 目 的 及 び 事 業

第2条 本会は、八千代市青少年補導委員がこの会を通じ、相互の連絡と親睦を図り、地域青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 補導委員相互の連絡
- (2) 青少年の補導活動及び育成機関に対する協力
- (3) 補導活動及び青少年問題に関する研さん
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織 及 び 役 員

第4条 本会は、八千代市青少年補導委員をもって構成する。

第5条 本会に次の役員をおき、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長1名、副会長2名、書記1名、会計2名、監査2名、行事担当理事1名

2 顧問及び参与を若干名おくことができる。

第6条 会長、副会長、書記、会計、監査、行事担当理事は代議員の互選とする。

- 2 代議員は、各地区の補導委員班長より1名選出する。
- 3 顧問は会長が指名し、参与は青少年センター職員とする。
- 4 会計1名は、青少年センター職員とすることができる。

第4章 運 営

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は、会長の命をうけ、会務を担当する。

4 会計は、会長の命をうけ、経理を担当する。

5 監査は、本会の経理を監査する。

6 行事担当理事は、会長の命をうけ、行事を担当する。

7 代議員は、代議員会を構成し会務を司る。ただし、代議員が出席できない場合は、代行者を出席させることができる。

8 議長は、委員の中から選出することができる。

第8条 本会の会議は総会及び代議員会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 代議員会は、会長が必要と認めた時、臨時に招集することができる。

4 会議は、構成員の過半数をもって成立する。

5 会議の決定は、出席者の過半数をもって決める。

第9条 本会に専門部を置くことができる。

第10条 本会の経費は、会費及び県市交付金をもってあてる。

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31に終わる。

附 則

この会則は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月2日から施行する。

慶 弔 規 程

第1条 本会の会員（顧問、参与を含む）の慶弔に関する取扱いの規定による。

第2条 会員については、次の基準により弔慰金をおくる。

会員の死亡 5,000円

第3条 その他の場合で必要と認められたときは役員が協議して決定する。

附 則

この会則は、平成4年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月2日から施行する。

少年非行関連用語の説明

- 少年…………… 20 歳に満たない者
- 特定少年…………… 18 歳以上の少年
- 犯罪少年…………… 罪を犯した少年
- 触法少年…………… 14 歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年
- ぐ犯少年…………… 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと、犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかかわしい場所に出入りすること、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあることなど、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
- 非行少年…………… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 不良行為少年…………… 非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)には該当しないが飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為をしている少年
- 刑法犯…………… 刑法の罪を犯したもの
- 交通業過…………… 刑法犯のうち、交通事故による業務上過失致死傷罪
- 特別法犯…………… 毒物及び麻薬取締法、外国人登録法、銃砲刀剣類所持等取締法など刑法以外の法令の罪を犯したもの(交通法令を除く)
- 凶悪犯…………… 殺人、強盗、放火、強姦
- 粗暴犯…………… 恐喝、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合
- 知能犯…………… 詐欺、横領、偽造
- 刑法犯少年…………… 刑法(交通業過を除く)に触れる行為をした少年
- 特別法犯少年…………… 刑法以外の特別法令(交通法令を除く)に触れる行為をした少年
- 児童相談所…………… 児童に関する諸問題の相談を受け付け、必要により専門的な調査や医療的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行った後、個々の児童や保護者への指導を行う
- 少年鑑別所…………… 家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための施設
- 少年院…………… 家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として、矯正教育を行う施設
- 児童養護施設…………… 保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童(前記いずれも乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合には含む)を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設
- 自立援助ホーム…………… なんらかの理由によって、家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳までの青少年に暮らしの場を与える施設

- SNS……………Social Networking Serviceの略。広義には、社会的ネットワークの構築ができるサービス。ブログや電子掲示板が含まれる。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制サービス」と定義され、その主目的は個人間のコミュニケーションにある
- X……………140文字以内で「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービスで、ツイッター社によって提供されている。ツイッター社自身は、「社会的な要素を備えたコミュニケーションネットワーク」と規定し、SNSではないとしている
- LINE……………IT企業NHN日本法人、LINE株式会社が提供するスマートフォンやパソコンに対応した、インターネット電話やテキストチャットなどの機能を有するインスタントメッセンジャー。利用者が相互に本アプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わずに複数人のグループ通話を含む音声通信やチャットが可能である
- Instagram……………スマートフォンで写真や動画を簡単にシェアすることができるアプリやサービス。SNS機能によって、自分の写真や動画を他人とシェアするためには、ユーザー個々を識別し、同サービスにログインするための「アカウント」が必要となる。通常の投稿とは別に、24時間限定で公開でき、自動的に削除される投稿やライブ配信も可能な「ストーリーズ」という機能もある。

－資料 6－

八千代市青少年センターのあゆみ

- 昭和53年 4 月 青少年センター発足 青少年センター設置条例・施行規則制定
初代所長 岩崎 弘（他 3 名）
所在地：八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5（本庁 教育委員会内）
- 昭和53年 6 月 青少年センター補導委員 1 7 3 名 教育委員会より委嘱（任期 2 年）
- 昭和53年 7 月 青少年センター運営協議会委員 1 1 名 教育委員会より委嘱（任期 2 年）
- 昭和54年 3 月 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会発足
- 昭和55年 3 月 補導委員日より「かけはし」創刊号発行
- 昭和55年 4 月 第 2 期補導委員 1 5 7 名委嘱
- 昭和55年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和57年 4 月 第 3 期補導委員 1 6 0 名委嘱
- 昭和57年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和58年 4 月 第 2 代所長 藤井 秀一（他 3 名）
- 昭和58年 6 月 愛の一声・通報運動開始
- 昭和59年 4 月 第 4 期補導委員 1 6 1 名委嘱
- 昭和59年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和60年 4 月 第 3 代所長 佐久間 眞司（他 4 名）
- 昭和61年 4 月 第 5 期補導委員 1 4 8 名委嘱
- 昭和61年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和61年 4 月 善行賞開始
- 昭和62年 4 月 第 4 代所長 末吉 重夫（他 4 名）
- 昭和63年 4 月 第 6 期補導委員 1 2 2 名委嘱
- 昭和63年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成元年 4 月 第 5 代所長 越川 久治（他 4 名）
- 平成 2 年 4 月 第 6 代所長 磯貝 謹吾（他 4 名）
- 平成 2 年 4 月 第 7 期補導委員 1 2 5 名委嘱
- 平成 2 年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成 3 年 11 月 第 7 代所長 鈴木 重男（他 4 名）
- 平成 4 年 4 月 第 8 代所長 伊藤 勇毅（他 4 名）
- 平成 4 年 4 年 第 8 期補導委員 1 4 2 名委嘱
- 平成 4 年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成 4 年 10 月 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会 1 5 周年記念事業
- 平成 5 年 4 月 第 9 代所長 金子 勲武（他 3 名）
- 平成 5 年 5 月 事務所所在地変更
所在地：八千代市ゆりのき台 4 丁目 5 番地 2 1 棟 2 4 0 2 号室
- 平成 6 年 4 月 第 9 期補導委員 1 3 6 名委嘱
- 平成 6 年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成 7 年 10 月 事務所所在地変更
所在地：八千代市萱田町 5 9 6 番地の 5
- 平成 8 年 4 月 第 10 代所長 武田 栄三（他 3 名）
- 平成 8 年 4 月 第 10 期補導委員 1 3 9 名委嘱
- 平成 8 年 4 月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成 8 年 「地域懇親会」の開催

○平成10年 4 月	第11期補導委員 1 5 2 名委嘱
○平成10年 4 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成10年10月	青少年センターだより「フロンティア」発行
○平成12年 4 月	第12期補導委員 1 3 2 名委嘱
○平成12年 4 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成14年 4 月	第11代所長 矢口 孝（他 3 名）
○平成14年 4 月	第13期補導委員 1 2 4 名委嘱
○平成14年 4 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成15年 4 月	第12代所長 武森 公夫（他 3 名）
○平成16年 4 月	第14期補導委員 1 3 2 名委嘱
○平成16年 4 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成17年 4 月	第13代所長 田中 典夫（他 3 名）
○平成18年 4 月	事務所所在地変更
	所在地：八千代市大和田 1 3 8 番地 2
○平成18年 4 月	第15期補導委員 1 2 8 名委嘱
○平成18年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成19年 4 月	第14代所長 海野 鉄多郎（他 3 名）
○平成20年 4 月	第16期補導委員 1 2 4 名委嘱
○平成20年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成22年 4 月	第15代所長 麻生 秀樹（他 3 名）
○平成22年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成22年 5 月	第17期補導委員 1 2 4 名委嘱
○平成23年 4 月	第16代所長 仁井山 久夫（他 3 名）
○平成24年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成24年 5 月	第18期補導委員 1 2 7 名委嘱
○平成26年 4 月	第17代所長 渡邊 敏雄（他 3 名）
○平成26年 5 月	第19期補導委員 1 2 3 名委嘱
○平成26年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成27年 4 月	第18代所長 斎藤 新一（他 3 名）
○平成28年 5 月	第20期補導委員 1 2 3 名委嘱
○平成28年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成30年 4 月	第19代所長 片波見 昌浩（他 3 名）
○平成30年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○平成30年 5 月	第21期補導委員 1 2 8 名委嘱
○令和 2 年 4 月	第22期補導委員 1.3 0 名委嘱
○令和 2 年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○令和 3 年 4 月	第20代所長 清水 敦史（他 3 名）
○令和 4 年 4 月	第23期補導委員 1 2 6 名委嘱
○令和 4 年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○令和 5 年 4 月	第21代所長 丹治 貴史（他 3 名）
○令和 6 年 4 月	第24期補導委員 1 2 0 名委嘱
○令和 6 年 5 月	青少年センター運営協議会委員委嘱
○令和 7 年 4 月	第22代所長 野木 雅生（他 2 名）

－資料 7－ 八千代市青少年センター活動状況統計

(1) 青少年センター街頭補導状況統計（平成5年度～令和6年度）

年 度	実施回数	補導従事者数	補導少年数
平成5年度	328	1,164	155
平成6年度	376	1,370	99
平成7年度	350	1,186	91
平成8年度	353	1,437	172
平成9年度	308	1,301	179
平成10年度	324	1,346	188
平成11年度	298	1,295	101
平成12年度	283	1,291	120
平成13年度	276	1,303	72
平成14年度	294	1,292	111
平成15年度	262	1,431	109
平成16年度	297	1,792	140
平成17年度	259	1,409	53
平成18年度	278	1,609	105
平成19年度	327	1,682	199
平成20年度	271	1,489	187
平成21年度	286	1,672	210
平成22年度	300	1,507	289
平成23年度	377	2,013	332
平成24年度	387	2,103	391
平成25年度	496	1,989	333
平成26年度	309	1,507	315
平成27年度	320	1,225	212
平成28年度	337	1,166	174
平成29年度	400	1,394	209
平成30年度	407	1,331	157
令和元年度	361	1,127	56
令和2年度	233	573	37
令和3年度	477	1,157	25
令和4年度	412	1,063	34
令和5年度	340	987	85
令和6年度	310	945	50

(2) 青少年健全育成通報運動統計(平成17年度～令和6年度)

※H30以降生活安全課への通報を110番通報と合算

経路 年度	青少年センター					八千代警察		消防署	小 計	合 計
	小学校	中学校	高等学校	その他	小 計	110番通報	生活安全課			
平成17年度	23	16	6	14	59	209	265	1	475	534
平成18年度	30	15	13	20	78	148	201	1	350	428
平成19年度	47	35	8	31	121	230	60	0	290	411
平成20年度	40	23	6	9	78	83	291	0	374	452
平成21年度	28	24	5	6	63	279	69	0	348	411
平成22年度	42	12	7	1	62	278	252	0	530	592
平成23年度	24	23	7	15	69	398	406	0	804	873
平成24年度	51	86	12	41	190	234	387	0	621	811
平成25年度	46	66	8	51	171	122	224	0	346	517
平成26年度	54	71	9	57	191	33	162	0	195	386
平成27年度	69	52	4	27	152	15	165	0	180	332
平成28年度	55	60	8	41	164	78	133	0	211	375
平成29年度	62	60	3	47	172	141	139	0	280	452
平成30年度	85	44	10	31	170	369	—	0	369	539
令和元年度	66	47	6	12	131	396	—	0	396	527
令和2年度	72	41	4	17	134	404	—	0	404	538
令和3年度	46	36	0	19	101	551	—	0	551	652
令和4年度	40	40	2	18	100	746	—	0	746	846
令和5年度	55	32	5	18	110	561	—	0	561	671
令和6年度	52	35	1	26	114	521	—	0	521	635